

2023年度（ナミビア国別）
「北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト」コース
委託契約業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：

2023年度（ナミビア国別）「北部ナミビア小規模農家生計向上プロジェクト」
コース

(2) 技術研修期間（予定）：

来日研修：2023年10月12日～2023年11月1日（帯広）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：10名

2) 研修対象国：ナミビア

3) 研修対象組織・対象者：

農業開発部農業生産・普及・エンジニアリング局（DAPEES）、普及員。

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

ナミビア-SHEPでは、SHEPアプローチ¹を畜産に応用した営農改善パッケージ「N-SHEPパッケージ」を作成・普及している。一方、プロジェクトの対象となる現場普及員は畜産SHEP及び畜産技術に関する理解を十分に有していないため、本邦で研修を実施し、理解を深め、現場での活動に繋げる。

(6) 案件目標：

市場志向型農業の重要性を理解し、ナミビアで市場志向型農業を促進する方法論について明確なアイデアを得る。

¹ SHEP (Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion)アプローチ:
小規模農家の園芸関連収入の向上を目的とした、農家グループの育成や生産性向上などの一連のアプローチ手法。

- (7) 単元目標（アウトプット）（予定）：
- 1) SHEP アプローチ理論、概念、方法論を理解する。
 - 2) 日本の畜産開発と普及システムを理解する。
 - 3) ナミビアにおける家畜振興・普及サービスを改善するためのアクションプランを作成する。

- (8) 研修内容（予定）：

【本邦研修】

- (1) SHEP アプローチの背景と考え方
- (2) 基礎となる心理学理論
- (3) 情報の非対称性の緩和とその解決策
- (4) SHEP アプローチの基本4ステップと様々な場面での事例
- (5) 日本の畜産普及制度
- (6) 十勝地域の牛肉バリューチェーンにおける関係者間の連携とコミュニケーションの例
- (7) ナミビアにおける家畜のバリューチェーン、普及サービス、畜産農家の現状の概観
- (8) アクションプラン作成

2. 委託業務の内容

- (1) 契約履行期間（予定）

2023年9月19日～2023年12月22日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

- (2) 業務の概要

研修員に対し、研修目標達成のために研修項目について研修方法を用いた講義を実施・運営する。

- (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストやビデオ教材等の選定と準備（撮影・翻訳・編集・印刷業務含む）

- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 遠隔研修独特のシステム利活用
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構が指定する本分野の専門性を持つコースリーダーと良好な関係を築き、充実したカリキュラムの策定、実施に向けて取り組むことが求められる。
- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上